

市民税県民税の申告

【問い合わせ先】
市民税課市民税第二・第三係（☎ 40・7025、40・7026）

平成31年度の市民税県民税（個人住民税）の申告を2月18日（期間前申告は2月6日）から受け付けます。締め切りは3月15日です。申告が必要な人は忘れずに手続きをしましょう。なお、地区別の受付会場や記入方法などの詳しい内容は、本誌1月15日号と同時配布した「平成31年度市民税県民税申告のお知らせ」に掲載しています。

対象者限定の期間前申告

申告期間中の混雑を緩和して待ち時間の短縮を図るため、次に当てはまる人については、申告期間前の2月6日から15日まで（土・日曜日、祝日を除く）、市役所（上白銀町）3階申告会場で申告を受け付けます。

- 収入がなかった人
- 遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人
- 収入が給与、公的年金等のみで、各種控除を受けようとする人
- 収入が給与、公的年金等のほか、退職所得、公的年金以外の雑所得（個人年金、シルバー人材センター配分金など）、一時所得（生命保険の満期返戻金など）のみの人

本申告

2月18日から3月15日まで（土・日曜日を除く）、市役所3階申告会場で申告を受け付けます。
○営業等、農業、不動産収入があるなど、期間前申告の対象とならない人や、対象となるが2月15日まで

【申告スケジュール】 ※土・日曜日、祝日を除く。

対象地区	受付期間	受付時間	受付会場
全地区（期間前／対象者限定）	2月6日～15日		
本庁地区（期間内）	2月18日～3月15日	午前8時30分～午後4時	市役所3階申告会場
相馬総合支所地区	2月12日～15日	午前9時～午後4時	相馬総合支所（五所字野沢）1階多目的室
岩木総合支所地区	2月20日～3月13日	午前9時～午後4時	岩木総合支所（賀田1丁目）1階多目的室

に申告ができない人
※町会指定をしていますので、できるだけ指定された期間においでください。

所得税の確定申告

市でも所得税の確定申告を受け付けますが、①住宅借入金等特別控除の1年目の申告、②青色申告、③準確定申告（死亡した人の確定申告など）、④平成29年分以前の確定申告、⑤株式などの譲渡に関する申告、⑥災害関係の雑損控除の申告は、市では受け付けていません。下記の市立観光館での申告をお願いします。

弘前税務署からのお知らせ

【所得税・消費税確定申告書作成会場の開設】

▽とき 2月18日～3月15日（土・日曜日を除く）、午前9時～午後4時
▽ところ 市立観光館（下白銀町）1階多目的ホール
※混雑状況によっては早めに受け付けを終了することがあります／来場の際は公共交通機関のご利用を。市立観光館駐車場を利用しても、無料駐車券の発行はしません／会場設営期間前は弘前税務署内を含め、申告会場を設置していませんので、市立観光館の会場設営期間内にお越しください。

■問い合わせ先 弘前税務署個人課税第一部門（本町、☎ 32・0331、自動音声に従って「2」を選択してください）

今年度の受診は
3月15日まで

健康診査は受診しましたか？

【今年度の健康診査は受診しましたか？】

市では、国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の人と後期高齢者医療制度加入者を対象に無料の健康診査を実施しています。いずれの健診も3月15日で終了となりますので、まだ受診していない人は早めに受診しましょう。また、後期高齢者医療制度加入者は3月31日まで無料の歯科検診を実施していますので、歯科医院等で受診しましょう。



【来年度の健康診査、人間・脳ドック実施期間】

診査名	実施期間
国保特定健康診査 後期高齢者の健康診査	4月25日～翌年3月15日
国保人間ドック	4月15日～翌年3月15日 ※4月1日から予約を受け付けます。
国保脳ドック	4月1日～翌年3月31日
後期高齢者の歯科検診	5月1日～翌年3月31日

■問い合わせ先 国保特定健康診査、国保人間・脳ドック…国保年金課国保運営係（☎ 35・1116）／後期高齢者の健康診査、歯科検診…国保年金課後期高齢者医療係（☎ 40・7046）

対象者は
忘れずに申請を

国民年金保険料免除等の申請

経済的な理由等で国民年金保険料の納付が困難な場合は、「保険料免除制度」「納付猶予制度（50歳未満）」「学生納付特例制度」があります。保険料を納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れない場合がありますので忘れずに申請してください。

- ▽申請先 国保年金課（市役所1階）、岩木・相馬総合支所民生課、各出張所
- ▽申請に必要なもの 年金手帳かマイナンバーを確認

できる書類／本人確認書類（運転免許証など）／離職票か雇用保険受給資格者証等（失業を理由とする場合）／委任者の印鑑（スタンプ印不可）および委任状（代理申請する場合）

▽申請できる期間 申請時点から2年1カ月前までさかのぼって申請できます（申請を忘れていた期間がある人は、お問い合わせください）。

■問い合わせ先 国保年金課国民年金係（☎ 40・7048）／弘前年金事務所（外崎5丁目、☎ 27・1339）

コラボ企画

「ふるさと名物応援宣言特別企画展～弘前の手仕事～」 ×「まちなかクラフト村弘前工芸舎冬限定企画展」

市では市を代表する工芸品13品を、「ふるさと名物」として特定し宣言することとしました。今回の応援宣言を記念した工芸品の特別企画展を開催しますので、ぜひご来場ください。

▽とき 2月8日～17日の午前10時～午後4時（最終日は午後3時まで）

▽ところ 藤田記念庭園考古館（上白銀町）2階ギャラリースペース

▽入場料 無料

■問い合わせ先 商工政策課物産振興担当（☎ 35・1135）

「ふるさと名物応援宣言」とは…

地域産業資源等のブランド化により、地域産業の付加価値を高め、地域経済の好循環を目的とした、経済産業省の取り組みです。当市では、津軽塗、ブナコ、津軽こぎん刺し、津軽打刃物、津軽焼、下川原焼土人形、あけび蔓細工、津軽竹籠、弘前こけし・木地玩具、津軽凧、錦石、津軽桐下駄、太鼓の13品をふるさと名物として特定します。

